

フレックスタイム制の
一部変更の提案を受け

企画部門の 働きがいのある環境実現に 向けた申し入れ 提出!

フレックスタイム制は1997年4月1日に、業務の調和を図るとともに、効率的な業務により総労働時間短縮の一助とすることを目的として導入しました。しかし、本社付属機関で36違反が発生しており、総労働時間の短縮が改善されていないのが現実です。

企画部門で働く組合員の総労働時間の短縮及び、働きがいを実現するために、申し入れをおこない議論します。

【申し入れ項目】

1. フレックスタイム制の導入趣旨にある、総労働時間短縮に向けての取り組み実績を明らかにすると共に、時間外労働の削減に向け、業務の平準化を図ること。
2. フレックスタイム制のコアタイムの変更について、関連会社や協議の必要な箇所に対し、会社として十分な告知をすること。
3. コアタイム内に設定するように指導されてきた諸会議について、改正以降の会議設定に関する考え方を具体的に示すこと。
4. ワークライフバランスの充実に向け、引き続き組合員の声を把握し、改善に向けた取り組みを継続すること。

働きがいのある職場実現に向けて、
職場活動を強化していこう!!